

答申第 1 号  
平成 20 年 9 月 4 日

北広島市長  
上野正三様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 中村睦男



オンライン結合による提供制限の適用除外に係る答申について

平成 20 年 8 月 28 日付北広税務第 233 号にて諮問のあった下記のオンライン結合による提供制限の適用除外について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 個人情報取扱事務の名称 | 地方税申告等の電子化事務   |
| 2 諮問事項の具体的な内容 | オンライン結合による提供制限の適用除外について  |
| 3 理由          | 地方税における申告等の手続きを電子的に行うシステム（エルタックス）の導入にあたり、市から対象者の個人情報をオンライン結合によって実施機関以外の者に提供するため。 |

(諮問 第1号)

## 答 申

実施機関である北広島市長が地方税申告等の電子化事務により、オンライン結合を用いて実施機関以外のものに個人情報を提供することについては妥当なものとして判断する。

ただし、個人情報の保護については、万全なセキュリティ対策を講じること。

なお、平成21年10月から開始される住民税の年金からの特別徴収制度について、市民周知の徹底を図りたい。

### 【審査会の結論】

実施機関が行う地方税の賦課徴収事務について、事業者及び社会保険庁等（以下「実施機関以外の者」という。）とのオンライン結合により課税情報を収集及び提供することは、課税事務の効率化の観点からやむを得ないものとして判断する。

ただし、国の方針に基づくとはいえ課税事務の手続き等の電子化は、効率化とともに情報の大量流出の危険性が常に付きまとうものである。

このため地方税法等の規定に基づく指定法人（経由機関）及びシステム提供サービス事業者等が本件に介入する場合においても、個人情報の保護はもとより、データの安全性の確保やセキュリティ対策には万全を期すとともに、常に必要な措置を講ずるよう求めるものである。

### 【審議の内容】

実施機関は、市民税の賦課業務に地方税申告等のポータルシステム（以下「エルタックス」という。）を導入し、実施機関と実施機関以外の者との間において、オンライン結合により課税情報の授受を行うことから、北広島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定により本審査会の意見を聴くというものである。

本件、地方税申告等の電子化事務は、既に都道府県や政令指定都市等では、法人都道府県民税、法人事業税、法人市民税、固定資産税償却資産、事業所税、個人住民税に係る給与支払報告書などエルタックスを用いた電子的手続きが供用されている。

これに加え平成20年度の地方税法等の改正による年金からの住民税の特別徴収（平成21年10月実施）に伴い、社会保険庁等と特別徴収事務に係る課税情報の授受をオンラインにて行うものとしている。

また地方税法施行規則第九条の八で、特別徴収に伴う実施機関と社会保険

庁等との間の情報の授受は指定法人を通じて行うものとされ、この経由機関業務もエルタックスが利用されることとなった。

エルタックスは、社団法人地方税電子化協議会（平成 15 年設立、会長岡山県知事石井正弘）が市町村及び利用者に提供する地方税申告等のオンラインシステムであり、国は平成 20 年度及び平成 21 年度の 2 カ年で、全国の市町村に同システムの導入を求めている。

こうした背景や課税事務の効率化を図るため、実施機関はエルタックスを導入するというものである。

また、実施機関は当該システムに必要とされる情報の受け入れシステム（以下「審査システム」という。）を民間事業者に委ね、実施機関はその審査システムを利用するという手法を用いて、地方税申告等の電子化事務を進めるというものである。

### 【審査会の判断理由】

#### 1 基本的な考え方

市の保有する個人情報、収集の制限、適正管理、利用・提供の制限などを設け個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、個人の権利利益を保護することにより、公正な市政を図るものである。

市の保有する個人情報を実施機関以外の者とのオンライン結合により提供することは、条例第 9 条第 1 項により、制限されている事項である。

一方、条例第 9 条第 2 項では法令等に基づくとき又は、本審査会の意見を聴いた上で、公益上必要でありかつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができると定めている。

本件は、実施機関と実施機関以外の者との間で課税情報の授受をエルタックスというオンラインシステムを用いて行うというものである。また、経由機関である地方税電子化協議会及び民間事業者がオンライン上介在することから、本審査会では、その必要性及び安全性など、条例第 9 条第 2 項の該当性について審査した。

#### 2 具体的な判断及び理由

##### 【必要性】

地方税法に基づく実施機関と実施機関以外の者との課税情報の収集と提供は、税の賦課業務を行うための行為であり、個人情報取扱事務の範囲内の行為である。

地方税申告等の電子化事務は、課税情報の収集と提供について、これまで行っていた紙様式による書類等の授受に加え、エルタックスを用い事業者の

利便性の向上と課税事務の効率化を図るというものであり、市民の課税情報及び異動情報を実施機関以外の者に適宜受け渡すオンライン結合はやむを得ないものと判断する。

#### 【安全性】

行政事務の電子化は、市民サービスの向上と行政事務の効率化から実施機関内部においては整備が進み、現在では、国や地方公共団体はインターネット等を用いた手続きの電子化を進めている。

こうした電子手続きを行う上で、公的個人認証等による本人確認やLGWAN等の専用回線、暗号化通信など技術的セキュリティが確保されるとともに、個人情報の保護に関する法律や条例、事業者毎の個人情報の取扱方針など各分野において個人情報は厳格な取扱いがなされている。

本件も、利用者登録、IDパスワード、民間認証機関による電子証明書、ログ管理のほかセキュリティ対策などが義務付けされており情報の安全確保に配慮されているものと判断できる。

ただし、オンライン結合は情報の大量流出の危険性が常に付きまとうことから、実施機関や実施機関以外の者においても、個人情報保護法の趣旨を踏まえ情報の安全確保は万全を期す必要がある。

なお実施機関は、市民に対して第一義的な責任を有することから、情報の安全確保及び漏洩の防止対策については、常に最善の措置を講じること。